

# \\ 満1歳～小学校入学前のお子様を持つ方へ // 「一時預かり保育」をご活用下さい!!

沼田町では、1歳から小学校に入る前までのお子様を対象に、「一時預かり保育」を沼田認定こども園に委託して行っています。

保護者が、病気や入院・事故・出産及び冠婚葬祭、育児に伴う心理的・肉体的な負担を解消するためなど、一時的にお子さんを家庭で保育できない場合に利用することができます。

なお、利用にあたっては下記の事項にご留意ください。

一時預かり保育 ご利用に係る 留意事項	<b>利用期間</b> <b>原則</b> <b>月14日以内</b>	<b>定員</b> <b>1日2名</b> <b>(申込順)</b>	<b>利用料金</b> <b>無料</b>
---------------------------	---	--	--------------------------

#### 利用条件

保護者の方の諸事情(就業・就学・職業訓練・傷病・出産・看護・介護・結婚式・葬式・リフレッシュなど)により、一時的に保育が必要になった場合に利用することができます。

#### 保育時間

保育時間等については沼田認定こども園の管理規定に準じます。  
(原則午前8時から午後4時まで)

#### 申込時期

**利用したい日の前日正午までにお申し込みください【厳守】。**

(前日が土日祝日の場合はその直前の平日正午まで)

※お申し込みがない場合は、一時預かり保育を利用できません。

#### 申込方法

**利用申請書(役場保健福祉課にあります)に必要事項をご記入の上、お申し込みください。**

※電話でのお申込み受付は原則行っておりません。

※必ず印鑑をご持参ください。

#### 取り止め

・利用を取りやめる場合は、前日の正午までに所定の用紙で届出が必要です。  
(前日土日祝日の場合はその直前の正午まで)

・電話での取り止めは緊急の場合を除き受付はいたしません。

・緊急時の取り止めは、児童の登園時間までに沼田認定こども園(36-2077)に連絡し、その後役場保健福祉課まで必ずご連絡ください。

・緊急時の取り止めの場合でも書類の提出が必要となりますので、忘れずに提出してください。

#### 注意事項

・保育士の配置状況や実施施設の運営状況により、一時預かり保育をお断りする場合があります。

・認定こども園に通園しているお子さんは、対象外です。

お問合せ先:沼田町役場保健福祉課子育て支援推進室(35-2120)

